

建築物の耐震改修の促進に関する法律
附則第3条に基づく要緊急安全確認大規模建築物耐震診断結果について

【R2.12.2 現在】

【公益上必要な建築物】

No.	建築物の名称		建築物の位置 (地名地番)	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
							内容	実施時期	
1	埼玉県勤労者福祉センター ときわ会館		浦和区常盤 6 丁目 4 番 21 号	庁舎	(一財) 日本建築防災協会 による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第 2 次診断法」	(改修後) Is/Iso=1.00 C _{TU} ・S _D =0.61	-	-	改修工事済 他に集会所部分、ホテル部分等有り
2	さいたま市役所 本庁舎	高層棟	浦和区常盤 6 丁目 1 番 1	庁舎	(一財) 日本建築防災協会 による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第 2 次診断法」「第 3 次診断法」(鉄骨が充腹材)	(改修後) Is/Iso=1.01 C _{TU} ・S _D =0.37	耐震改修	平成 28 年 12 月～ 平成 31 年 2 月	改修工事完了 Iso=0.75 として診断
		低層棟			(一財) 日本建築防災協会 による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第 2 次診断法」	(改修後) Is/Iso=1.10 C _{TU} ・S _D =0.85			

3	さいたま法務総合庁舎		浦和区高砂 3 丁目 36 番地 3	庁舎	(一財) 建築保全センターによる「官庁施設の総合耐震診断基準」	(改修後) GIs=1.04	-	-	改修工事済
4	さいたま地方・家庭・簡易裁判所		浦和区高砂 3 丁目 16 番地 45	庁舎	(一財) 建築保全センターによる「官庁施設の総合耐震診断基準」	(改修後) GIs=1.02	-	-	改修工事済
5	県庁舎 (第三庁舎)	昭和 38 年棟	浦和区高砂 3 丁目 13 番地,14 番地の一部及び 15 番地	庁舎	(一財) 日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第 3 次診断法」	(改修後) Is/Iso=1.01 C _{TU} ・S _D =0.38	-	-	改修工事済 Iso=0.75 用途指数 U=1.25 として診断
		昭和 54 年棟				(改修後) Is/Iso=1.00 C _{TU} ・S _D =0.45	-	-	改修工事済 Iso=0.75 用途指数 U=1.25 として診断 屋根面水平ブレース補強 Is=0.87,q=1.59

6	県庁舎（職員会館）	事務所棟	浦和区高砂 3 丁目 13 番地,14 番地の一部及び 15 番地	庁舎	（一財）日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第 3 次診断法」	(改修後) Is/Iso=1.10 C _{TU} ・S _D =0.48	-	-	改修工事済 Iso=0.75 用途指数 U=1.25 として 診断
		診療所棟				(改修後) Is/Iso=1.16 C _{TU} ・S _D =0.46	-	-	改修工事済 Iso=0.75 用途指数 U=1.25 として 診断

7	埼玉県庁	本庁舎	浦和区高砂 3 丁目 13 番地,14 番地の一部及び 15 番地	庁舎	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第 3 次診断法」	(改修後) Is/Iso=1.0 C _{TU} ・S _D =0.77	-	-	改修工事済 Iso=0.75 として診断 用途指数 U=1.25 として診断
		渡り廊下 (本庁舎 ~ 第二庁舎)			(一財)日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」	(改修後) Is =0.76 q=1.64	-	-	改修工事済
		渡り廊下 (本庁舎 ~ 第三庁舎)			(一財)日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」	(改修後) Is=0.76 q=1.69	-	-	改修工事済
		第二庁舎			建築物の構造耐力上主要な部分が昭和 56 年 6 月 1 日以降におけるある時点の建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定 (構造耐力に係る部分 (構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる	-	-	改修工事済 (参考値) Iso=0.75 として診断 Is/Iso=1.05